

## よくある質問

### 1. 太陽光・風力発電の出力制御について

Q. 小規模な太陽光発電（500kW未満）と風力発電（20kW未満）の出力制御について、なんらかの配慮措置があるのか。

500kW未満の設備については、導入量及び認定量全体において相当の割合（kWで見たときに、平成26年9月末時点における認定済み案件の約42%）を占めていることから、原則としては、これらについても今後導入される設備については出力制御の対象とします。

一方で、小規模な事業者に配慮するため、系統の状況等も踏まえて、太陽光発電について以下の通り、対応しています。

- 1) 指定電気事業者指定されていない電力会社（東京電力、中部電力、関西電力）に対して接続をしようとする50kW未満の太陽光発電については、当分の間、出力制御の対象外とします。また、50kW以上～500kW未満の太陽光発電については、円滑な制度の施行を行う観点から、制度の施行を4月1日から（4月1日以降に接続の申込みを行った案件から適用。）とします。
- 2) 指定電気事業者指定されている電力会社のうち、すぐには接続可能量を超過しないと考えられる中国電力及び北陸電力に対して接続をしようとする50kW未満の太陽光発電については、円滑な制度の施行を行う観点から、制度の施行を4月1日からとします。
- 3) 指定電気事業者指定されている電力会社のうち、既に接続可能量を超過している又は超過しようとしている電力会社（北海道電力、東北電力、九州電力、四国電力、沖縄電力）に対して接続をしようとする10kW未満の太陽光発電については、円滑な制度の施行を行う観点から、制度の施行を4月1日からとします。
- 4) 出力制御に当たっては、10kW以上の制御を先行させ、10kW未満（主に住宅用）については、優先的な取扱いをすることとした上で、10kW未満の案件に対して出力制御を行わざるを得ない事態が生じた場合においても、余剰売電を前提としている10kW未満の太陽光発電については、自家消費分を超えて発電される余剰分を出力制御の対象とする方向で技術的な検討を行います。
- 5) 20kW未満の風力発電については、当分の間、出力制御の対象外とします。ただし、風力発電について接続可能量を超過することが見込まれた結果、接続しようとする事業者が風力発電の指定電気事業者指定された場合は、この限りではありません。

Q. 太陽光発電の出力制御について、本当に年間で360時間も制御されることになるのか。

自然変動電源の出力制御は、年間のうち電力需要が小さい時期・時間帯において、火力発電の抑制、揚水発電の揚水運転等の措置を講じて、電力の供給量が需要を超過することが見込まれる場合に行われます。また、需要の状況や気候により出力制御の必要性は変わるため、必ず毎年上限値（360時間）まで出力制御が行われるという訳ではありません。

Q. 遠隔出力制御システムとはどのようなもので、どれくらいの費用がかかるのか。

今回の制度見直しで、時間制での出力制御や500kW未満の規模の太陽光発電設備への出力制御を行うことをお願いしております。こうした新たな出力制御への対応を実効性あるものとするためには、出力制御を実際に行うことができるようにしておかなければなりません。

こうした手段として、予めPCSにカレンダーを内蔵して出力抑制するシステムや、電力会社から通信網を通じて、遠隔で出力を制御するシステム等が考えられます。後者が「遠隔出力制御システム」のことであり、こうしたシステムがあれば、真に必要な時間のみ出力制御を実施することが可能となります。

その具体的なイメージについて、早急にお示しできるよう関係者が検討を進めているところですので、今しばらくお待ちいただければと思います。今後、電力会社等から、接続の条件としてどのような対応が必要かという点について御案内があると思います。

また、上述のとおり出力制御を行うために必要な手段の確保という趣旨でお願いするものであるため、遠隔制御以外の方法で必要な対応ができる場合には、そうした対応も認めていく方針です。

Q. 指定電気事業者の場合、出力制御の時間数はどのくらいになりそうか。

指定電気事業者には出力制御見込を事前に示すことを省令上、義務づけています。再生可能エネルギー発電事業者の採算性確保を可能とする観点から、可及的速やかに遅くとも年度内に各電力会社が、系統の状況や需要の変動等の状況によって、いくつかの場合分けを行った上でシミュレーションを行い、具体的な出力制御期間の見通し及びその根拠をあらかじめ示します。また、可能な限り速やかにその結果を公表するとともに、年に1回程度改訂することにより再エネ事業者の予見可能性確保に努めることを求めます。

## 2. 地域資源バイオマス発電の出力制御について

Q. 施行規則第6条第1項第3号ニにおける「地域に存するバイオマス」とは具体的にどのようなものを指すか。

本施行規則における「地域に存するバイオマス」とは、家庭ごみ、下水汚泥、食品残さ、家畜排せつ物、未利用間伐材、地域の木材の加工時等に発生する端材、おがくず、樹皮等の残材、稲わらやもみ殻等の地域に固有のバイオマスのことを指します。

なお、地域資源バイオマス発電設備は、地域に存するバイオマスを活用することが求められていますが、地域の範囲に限定はありません。すなわち、市町村等を跨った広範囲での調達も対象になります。

Q. 施行規則第6条第1項第3号ニにおいて、第2条第15号から第19号までに掲げる発電設備（地域に存するバイオマスの有効活用に資するものに限る。）が地域資源バイオマス発電設備に該当すると規定されているが、（地域に存するバイオマスの有効活用に資するものに限る。）とは具体的に何を指すのか。

第15号に規定されているメタン発酵ガス発電設備及び第19号に規定されている一般廃

棄物発電設備については、一般的に、地域から収集された家畜排せつ物あるいは家庭ごみなどを燃料とする発電設備であり、外形的に地域資源バイオマス発電設備として分類できます。

ただし、第16号～第18号、第19号（一般廃棄物発電設備を除く）に掲げる発電設備については、バイオマスの種類が多様であり、「地域に存するバイオマスを主に活用するもの」かどうかを再エネ事業者が電力会社との接続契約時に、自ら証明する必要があります。具体的には、以下のi)～iv)の要件を満たすバイオマス発電設備を地域資源バイオマス発電設備として分類するとします。

i) 地域に存するバイオマスを主に活用するもの（当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合（「地域に存するバイオマス」のバイオマス比率）について年間を通じて原則8割以上確保するもの）であること

ii) 地域の関係者の合意を得ていること

iii) 発電に供する原料の安定供給体制を構築していること

iv) i)～iii)の要件が満たされていることを事後に確認できる体制が確立されていること  
なお、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づき市町村により設備整備計画の認定を受けたバイオマス発電設備については、当該設備整備計画認定をもって地域資源バイオマス発電設備の要件を満たすものとします。

Q. 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく設備整備計画認定の対象にならないバイオマスで、接続契約時に電力会社が地域資源バイオマス発電設備かどうかを判断しかねる場合はどうすればよいか。

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく設備整備計画認定の対象になる場合については、再エネ事業者が電力会社との接続契約時に、設備整備計画の認定を受けたことを証明する書類を提出することで、電力会社が地域資源バイオマス発電設備かどうかを判断することができます。

他方、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく設備整備計画認定の対象にならない場合については、再エネ事業者が上記i)～iv)の要件を満たすことを証明することが求められますが、電力会社が再エネ事業者の証明に基づき、地域資源バイオマス発電設備に該当するかどうか判断しかねる場合には、資源エネルギー庁に対して判断に必要な情報を求めた上で判断することになります。

Q. 既にFITに基づく設備認定を受け、新たな出力制御ルールの施行前に電力会社に接続申込みを行った案件について、地域資源バイオマス発電設備の要件を満たした場合、新たな出力制御ルールの適用を受けることができるか。

新たな出力制御ルールの施行前に電力会社に接続申込みを行った案件については、新旧いずれのルールが適用されるかを再エネ事業者が選択できるように運用していきますので、新ルールの適用を希望する再エネ事業者については、地域資源バイオマス発電設備の要件を満たせば、新たな出力制御ルールの適用を受けることができます。

Q. 既に接続契約を行った案件や運転開始をした案件についても、地域資源バイオマス発電設備の要件を満たした場合、新たな出力制御ルールの適用を受けることができるか。

本年4月に発足する広域的運営推進機関が送配電等の業務に関するルールを策定した後は、全てのバイオマス発電設備について、一律に新たな出力制御ルールが適用されることとなります。従って、広域機関ルールの施行後は、既に接続契約を行った案件や運転を開始した案件についても、地域資源バイオマス発電設備の要件を満たせば、新たな出力制御ルールの適用を受けることができます。

Q. 再エネ事業者が運転開始後に、地域資源バイオマス発電設備の要件を該当しなくなった場合、地域資源バイオマス発電設備に基づく新たな出力制御ルールの適用を受けられなくなるのか。

地域資源バイオマス発電設備に該当しなくなりますので、地域資源バイオマス発電設備に基づく新たな出力制御ルールの適用を受けられなくなります。

Q. 地域資源バイオマス発電設備の出力制御ルールについては、電力システムの運用上必要な範囲での出力制御の対象となるが、燃料の貯蔵に係る制約、出力の抑制を行うに当たって生じる技術的な制約その他の制約により、緊急時を除き「出力制御に応じることが困難である場合」は出力制御の対象外となっている。出力制御に応じることが困難である場合とは、具体的にどのような場合を指すか。

「出力制御に応じることが困難である場合」とは、例えば、

- ① 発電形態の特質により、燃料貯蔵が困難
- ② 出力制御に応じることにより、燃料調達体制に支障を来す

などの場合を想定しています。具体的には、

- ① については、稼働率が高く、年間を通じて高い出力を維持しながら安定的に発電が行われている場合、燃料を保管できる発電設備仕様になっていないこと等により、出力制御に応じた結果として生じた余剰燃料を保管できない場合を指します。
- ② については、未利用間伐材等を主に燃料とする場合を想定しており、燃料の供給市場が小さく、高い稼働率を前提に燃料調達を行っているにもかかわらず、出力制御に応じた結果として、燃料の需要減に連動して燃料価格が変動するなど、燃料供給体制に影響を及ぼす可能性が高い場合を指します。

Q. 地域資源バイオマスの出力制御について、いかなる運用を行っていくのか。

地域資源バイオマスの出力制御について、下記のように運用していくことが望ましいと考えています。

- ① 接続契約時：地域資源バイオマス発電設備として確認された再エネ事業者については、電力会社が新たな出力制御ルールに基づき、再エネ事業者とその旨を盛り込んだ接続契約を締結します。その際、再エネ事業者が前Qの①または②に該当するため運転開始後に出力制御が困難であることを申し出る場合には、再エネ事業者が年間の発電計画や発電設備の仕様などにより電力会社に対して十分な説明を行います。
- ② 運転開始後：再エネ事業者は、自社の発電計画及び発電設備の状況などに鑑み、出力制

御に応じることが引き続き困難かどうかの検討を行った上で、出力制御に応じることが可能である場合は、電力会社への発電計画提出（月間・週間・翌日）時に合わせ、出力制御可能量を電力会社に対し通知することとします。電力会社はこれに基づき、出力制御を行うこととします。なお、電力会社は、再エネ事業者が出力制御の求めに応じられない状況が継続する場合には、再エネ事業者より月ごとに提出される「バイオマス比率計算方法説明書」に記載された情報（バイオマス混焼率や発電利用率）に基づき確認します。

Q. 第15号に規定されているメタン発酵ガス発電設備、第19号に規定されている一般廃棄物発電設備、バイオマス専焼発電設備及びバイオマス混焼設備は、どのように確認するか。

FITによる設備認定通知書（変更認定を含む）にバイオマス燃料の種類が記載されておりますので、設備認定通知書の情報をもって確認できます。

### 3. 平成26年度中の認定について

Q. 2月以降に行った申請は、平成26年度内に認定される見込みがないのか。  
また、4月になればすぐ認定されるのか。

1月30日までに認定申請書類が到達しない場合や、1月30日までに申請書類が到達した場合であっても補正に時間を要する場合には、年度内での認定は事実上困難となります。

2月以降に提出された申請書類について、1月末までの申請の認定が終わり次第、順次認定となりますが、必ずしも4月になればすぐに全て認定されるものではありません。

### 4. 認定運用見直しについて

Q. 見直し前のルールを適用させるためには、施行前までに申請書類を送付すればいいのか。

手続が行われる申請書等（届出を含む。以下同じ。）が所管部署に「到達した日」で判断します。その際、「到達」とは物理的に到着し了知可能な状態に置かれることを意味します。

そのため、仮に、現在のルールの時点で申請書等を送付しても、新ルールに変わってから到達した場合には新ルールが適用されます。施行前の消印があることも特段意味はありません。

Q. 太陽光の余剰買取制度の適用を受けて固定価格買取制度へ移行された設備（※）は、（1）①運転開始前の発電出力の変更、（1）②運転開始前の太陽電池の仕様変更、（2）運転開始後の発電出力の変更による、調達価格見直しの対象になるのか。

※ 再エネ特措法附則第6条第1項の規定により再エネ特措法第6条第1項の規定による認定を受けた発電とみなされる発電に係る太陽光発電設備（以下「特例太陽光発電設備」という。）

特例太陽光発電設備は、以下の理由により、この見直しの対象になりません。

- ・ 特定太陽光発電設備は既に全設備が運転開始済であり、（1）①及び②には該当する設備は存在しない。
- ・ 特例太陽光発電設備の調達期間は発電出力に関わらず10年間であり、かつ発電出力を10kW未満から10kW以上に増加した場合は調達価格が48円（又は42円）から24円に低下する

など、過剰利益が発生するおそれがない。

## **(1) 運転開始前の設備変更**

### **① 運転開始前の発電出力の変更**

Q. 発電出力とは、発電設備の発電出力か、太陽電池の1枚あたりの発電出力か。

発電設備の発電出力であり、太陽電池の1枚あたりの発電出力ではない。

この際、発電出力とは、「太陽電池の合計出力」と「パワーコンディショナの出力」のいずれか小さい方の値（複数の系列がある場合には系列ごとの値の合計）です。

Q. 太陽光発電所の太陽電池の出力がパワーコンディショナの出力を上回る（いわゆる「過積載」）場合、太陽電池の基本仕様を変更せず、太陽電池のみを増設する場合は、変更申請不要か。

発電出力とは、「太陽電池の合計出力」と「パワーコンディショナの出力」のいずれか小さい方の値（複数の系列がある場合には系列ごとの値の合計）です。

そのため、「太陽電池の数量変更による合計出力変更」、又は「パワーコンディショナの仕様変更による出力変更」があっても、発電出力の変更がなければ変更認定申請は不要です。

このように、太陽電池の数量、パワーコンディショナの仕様、単線結線図、設備配置図などの変更がある場合、軽微変更届出の提出が必要となります（供給方法、計測方法の変更を伴う場合には変更認定申請。）。

### **② 運転開始前の太陽電池の仕様変更**

Q. 変換効率とは何か。

施行規則第8条第1項第5号に規定されている「真性変換効率」ですが、「セル実効変換効率（真性変換効率よりは低い）」でも可としています。

Q. 太陽電池の種類とは何か。再エネ特措法施行規則第8条第5号のイ・ロ・ハで良いか。

太陽電池の種類とは、「単結晶シリコン」「多結晶シリコン」「薄膜半導体」「化合物半導体」の4分類を言います。

なお、再エネ特措法施行規則第8条第5号のイにおいては、「単結晶のシリコン又は多結晶のシリコンを用いた太陽電池」とされていますが、「単結晶シリコン」と「多結晶シリコン」はコスト構造が異なることから、種類が異なる扱いとしています。

したがって、「単結晶シリコン」と「多結晶シリコン」間での変更であっても、「太陽電池の種類の変更」に該当します。

Q. 型式番号の変更は価格見直しの対象となるか。

型式番号の変更のみでは価格見直しの対象になるかは判断できません。

太陽電池のメーカー若しくは種類の変更、又は変換効率の低下がある場合、価格見直しの対象となります。

- Q. 同一メーカー・同一種類ではあるが、後継機種の変換効率が低下する場合など、変換効率が劣る太陽電池への変更を余儀なくされる場合においても調達価格が変更されるのか。

運転開始前において、太陽電池の変換効率が低下する場合、理由に関わらず調達価格が見直されます。

- Q. パワーコンディショナの仕様変更があった場合、調達価格が変更されるのか。

パワーコンディショナの仕様変更は、太陽電池の仕様変更には該当しないため、これのみを持って調達価格が変更されることはありませんが、パワーコンディショナの仕様や配置図、単線結線図等の変更について軽微変更届出の提出が必要です。

ただし、パワーコンディショナの仕様変更に伴い発電出力が増加する場合には、運転開始前であれば2月15日以降の変更、運転開始後であれば4月1日以降の変更にあつては、調達価格が変更されます。

ただし、10kW未満の太陽光発電設備に係る出力増加（増加後も10kW未満の設備である場合に限る）を除く。

- Q. 「当該メーカーが当該種類の太陽電池を製造しなくなった客観的事実を証する書類」とは何か。認定を受けた設備のメーカーが当該型式番号の太陽電池を製造しなくなった場合は該当するか。

「当該変更前のメーカーの倒産」については、破産手続開始の裁判所の公告やメーカーのプレスリリース等を指します。

「当該変更前のメーカーの当該変更前の種類の太陽電池の製造事業の譲渡、又は製造事業からの撤退」については、メーカーのプレスリリース等を指します。

また、外国メーカーの場合には、海外メーカーのプレスリリース等に加え、国内販売代理店等による翻訳も必要です。

なお、当該メーカーが、倒産や事業廃止により、当該種類（単結晶シリコン、多結晶シリコン等）の太陽電池を製造しなくなった場合を想定しており、単に特定の型式番号の太陽電池が製造終了した場合にあつては、これに該当しません。

- Q. 実際の設備の仕様と、認定を受けた設備の仕様が一致していなかった場合、どうなるのか。

認定設備と実際の設備が一致しない場合、電力会社に買い取り義務がある設備ではないため、電力会社は接続を拒否することができますので、変更認定により認定設備と実際の設備を一致させない限り接続できません。

この場合、基本仕様の変更に該当する場合（太陽電池のメーカー若しくは種類の変更、又は変換効率の低下）、当該変更時点の価格に見直されますので、必ず設備の設置前に変更手続を行ってください。

- Q. 「系統接続時等に、実際の設備の仕様が、認定を受けた設備の仕様と一致していることを確認する」とあるが、具体的にどのような確認を行うのか。

接続しようとする発電設備と認定された設備の仕様が一致しない場合は、当該発電設備は本

制度の買取対象になりません。

国への年報報告や電力会社の接続検討や接続立会等において、書面や実際の設備の検査等を通じ、設備と認定の一致が確認されることを想定しています。

Q. 変更認定により180日ルールが付される条件は。

以下の変更を伴う変更認定の場合、変更認定日の翌日から起算して180日後の日までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の発注が行われていること、が確認できない場合に認定が失効する、いわゆる「180日ルール」が付されます。

- ・ 設備所在地が既に認定された地番以外に、新たに加わる場合
- ・ 設備（＝太陽電池）の仕様（メーカー、種類、変換効率、型式番号）が変更若しくは追加される、又は設備の数が増加する（＝出力が増加する）場合

なお、変更認定時点で既に180日ルールの条件が付されている場合には、確保を求める場所と設備の対象は変わりますが、失効期限は当初のままとなります。

Q. 変更認定を繰り返すことにより、180日ルールの期限を延長し続けることができるのか。

変更認定時点で既に180日ルールの条件が付されている場合には、確保を求める場所と設備の対象は変わりますが、期限は当初の期限のまま変わりません。

-----（以下、改正案に基づく予定）-----

## （2）運転開始後の出力変更

Q. 現時点で運転開始していない設備について、調達価格を維持したまま、運転開始後に発電出力を増加する予定であった。運転開始と変更認定申請はいつまで行えば調達価格が変わらないか。

運転開始後の発電出力の増加については、過剰利益が発生するおそれがあることから、仮に、運転開始後に出力増加を行おうとする場合には、出力増加分について新規の認定を取得することを基本としてください。

しかし、当初から完成後の発電設備を順次運転開始していくことが計画され、既に全ての投資が終了しているなど、調達価格を変更せず出力増加を行わざるを得ない場合には、

- ① 平成27年3月31日（火）までに、当初認定分の発電設備が運転開始すること
- ② 平成27年3月31日（火）までに、発電出力の変更を行う軽微変更届出（運用変更前の2月13日到達まで有効）又は変更認定申請書が各経済産業局又はJPEA代行申請センター（JP-AC）へ到達していること
- ③ ②の申請時点で①を証明する書類（電力受給開始のお知らせ等）が添付されていることが必要となります。

また、変更後の発電出力での運転開始については特段の期限はありません。

なお、出力増加分について既存設備の出力変更とした場合、既存設備も含めた全体の調達価格が見直されますのでご注意ください。



### (3) 調達価格の決定時期

Q. 「接続契約時」「接続申込み時」とは、どの時点なのか。

接続契約は、再エネ特措法第5条に基づき電力会社が接続を拒んではならないとの条件の下で締結される契約をその要素として含む契約のことを言い、今回の改正に伴い、各電力会社において、これまでの連系承諾や工事費負担金契約を含めて、接続に係る契約を一本化することとしています。

各電力会社の接続に係る契約の申込み及び契約のための具体的な書面の名称等については、各電力会社にお問い合わせください。

Q. 「電力会社側の理由で、接続申込みから270日を経過しても接続契約の締結に至っていない旨の電力会社からの証明があれば、接続申込みの翌日から270日後の日で調達価格を決定する。」とあるが、この「電力会社側の理由」とはどのようなものが該当するのか。

接続契約の申込みから270日後の調達価格が適用される場合の電力会社側の理由とは、接続工事の設計に当たり、例えば、工事規模が広範囲に及ぶ、地権者との交渉が必要となる、又は道路占用や停電調整が必要となる等の場合を想定しています。また、接続契約の申込みが急増した場合も想定されます。

なお、電力会社から発電事業者に協力要請を行ったにも関わらず、発電事業者がこれに応じない場合など、発電事業者による恣意的な遅延と考えられる場合は、電力会社側の理由とはならないと考えています。